

ID: 20

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例 第4条(第10条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成17年条例第64号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (使用申込み及び許可)</p> <p>第4条 健康福祉センターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、使用前に使用の申込みをし、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(公の施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。</p>			
標準処理期間	1週間以内		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 23

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	使用許可の変更承認		
例規名 根拠条項	あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第5条第2項 (第8条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成23年規則第23号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (使用の変更又は取消し)</p> <p>第5条 前条第3項の規定による健康福祉センターの使用の許可を受けた者は、健康福祉センターの使用の許可条件等の変更をしようとするときは、速やかに、あさひ健康福祉センター使用許可条件等変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、あさひ健康福祉センター使用許可条件等変更承認書(第5号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>3 前条第3項の規定による健康福祉センターの使用の許可を受けた者(前項の規定による変更承認を受けた者を含む。)は、自己の都合により健康福祉センターの使用を取り消そうとするときは、速やかに、あさひ健康福祉センター使用取消届出書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項に規定する届出があったときは、特別の事情がない限り、当該届出を受理するものとする。</p>			
標準処理期間	1週間以内		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 24

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例 第4条第1項(第9条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第5条並びに旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 福祉センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により許可をする場合においては、福祉センターの管理上必要な条件を付することができる。 (使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、福祉センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。 (2) 福祉センターの設置目的に反するとき。ただし、市長が必要と認めるときは、目的外に使用することができる。 (3) 福祉センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの管理上支障のあるとき。</p> <p>(公の施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。</p>			
標準処理期間	1週間以内		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 27

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	使用許可の変更承認		
例規名 根拠条項	飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第5条第2項(第8条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年規則第6号		
【基準】	<p>第5条の規定による。 (使用の変更又は取消し)</p> <p>第5条 前条第3項の規定による福祉センターの使用の許可を受けた者は、福祉センターの使用の許可条件等の変更をしようとするときは、速やかに、飯岡福祉センター使用許可条件等変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、飯岡福祉センター使用許可条件等変更承認書(第5号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>3 前条第3項の規定による福祉センターの使用の許可を受けた者(前項の規定による変更承認を受けた者を含む。)は、自己の都合により福祉センターの使用を取り消そうとするときは、速やかに、飯岡福祉センター使用取消届出書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項に規定する届出があったときは、特別の事情がない限り、当該届出を受理するものとする。</p>		
標準処理期間	1週間以内		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 43-1

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	費用の減免		
例規名 根拠条項	児童福祉法第56条第2項の規定による母子生活支援施設への入所の措置に要する費用の徴収に関する規則 第7条第1項		
例規番号	平成17年規則第59号		
【基準】 第7条の規定による。 (費用の減免) 第7条 市長は、納入義務者が失業、疾病、災害その他やむを得ない事由により収入が著しく減少し、費用を納入することが困難であると認められるときは、当該納入義務者に係る費用を減額し、又は免除することができる。 2 前項の規定により費用の減額又は免除を受けようとする者は、費用減額(免除)申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、費用の減額又は免除の適否を決定し、その旨を費用減額(免除)決定通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考	【共通担当部署】 社会福祉課 子育て支援課		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 54

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	費用の減免		
例規名 根拠条項	身体障害者福祉法第38条第4項の規定による身体障害者更生援護施設への入所 又は入所の委託に係る費用の徴収に関する規則 第7条第1項		
例規番号	平成17年規則第68号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (費用の減免)</p> <p>第7条 市長は、納入義務者が死亡したとき又は災害その他やむを得ない事由により所得に著しい変動が生じたため費用を納入することが困難であると認めるときは、当該納入義務者に係る費用を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定により費用の額の減額又は免除の措置を受けようとする納入義務者は、徴収金減額(免除)申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申告書の提出があったときは、費用の額の減額又は免除の措置の適否を決定し、その旨を身体障害者更生施設等費用徴収金減額(免除)通知書(第5号様式)により、当該納入義務者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日以内		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 55

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	利用の承認		
例規名 根拠条項	旭市こども発達センター事業実施規則 第7条		
例規番号	平成25年規則第6号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び第7条並びに旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (対象者)</p> <p>第6条 事業の対象者は、心身障害児及びその保護者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有していること。 (2) 法第21条の5の7第9項の通所受給者証(児童発達支援に係るものに限る。以下「通所受給者証」という。)を交付されていること。</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、市内に住所を有していない者であっても事業の対象者としてすることができる。 (利用の申請等)</p> <p>第7条 こども発達センターの利用を申請する者(以下「申請者」という。)は、こども発達センター利用申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 通所受給者証 (2) 健康診断書 (3) 前2項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その適否を決定し、こども発達センター利用承認(不承認)通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(公の施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。</p>			
標準処理期間	申請から7日以内。通所受給者証と同時の申請の場合は、受給者証が交付されてから7日以内。		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 56

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	利用許可の変更承認		
例規名 根拠条項	旭市こども発達センター事業実施規則 第8条		
例規番号	平成25年規則第6号		
【基準】	<p>第8条の規定による。 (変更の手続)</p> <p>第8条 前条第2項により承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の許可を受けた事項の変更を申請するときは、こども発達センター利用事項変更申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その適否を決定し、こども発達センター利用事項変更承認(不承認)通知書(第4号様式)により、当該利用者に通知するものとする。</p>		
標準処理期間	社会福祉課に書類が届いてから7日以内。		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 57

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	旭市重度心身障害者医療費助成条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第74号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第6条の規定による。 (助成の範囲)</p> <p>第4条 この条例により助成する医療費の額は、受給権者が国民健康保険法、健康保険法その他の法律に基づいて負担すべき医療の給付に係る一部負担額又は自己負担額から重度心身障害者医療自己負担金を控除した額とする。ただし、付加給付等がある場合には、当該給付額等を控除した額とする。</p> <p>2 この条例により助成する証明手数料の額は、対象者が保険医療機関又は保険薬局に支払った診療・調剤報酬証明手数料の額で100円を限度とする。</p> <p>3 受給権者が障害者総合支援法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)その他法律に基づく医療の給付を受けることができるときは、その限度において助成しないものとする。 (助成の方法)</p> <p>第6条 市長は、受給権者又はその保護者が保険医療機関において規則で定める手続を行った場合には、保険医療機関の請求に基づき、助成すべき額を当該保険医療機関に支払うものとする。</p> <p>2 前項の規定による支払がなされた場合は、受給権者又はその保護者に対し助成を行ったものとみなす。</p> <p>3 受給権者又はその保護者が保険医療機関又は保険薬局において一部負担金を支払った場合に助成を受けようとするときは、保険医療機関又は保険薬局に医療費を支払った日の属する月の翌月から2年以内に、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 60

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	受給資格証の交付
例規名根拠条項	旭市重度心身障害者医療費助成条例施行規則 第4条第1項
例規番号	平成19年規則第29号
<p>【基準】</p> <p>第4条及び旭市重度心身障害者医療費助成条例第3条の規定による。 (受給資格証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、第2条に規定する申請があったときは、これを審査し、条例第3条に規定する受給権者(以下「受給権者」という。)であると認めるときは、当該申請者に対し旭市重度心身障害者医療費助成給付受給資格証(第2号様式。以下「受給資格証」という。)を交付するものとし、申請を却下したときは、旭市重度心身障害者医療費助成給付受給資格証交付申請却下通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>2 受給資格証の有効期間は、申請のあった日の属する月の翌月初日から最初に到来する7月31日までとし、継続の場合においては、8月1日から翌年の7月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、受給権者の受給資格について、毎年7月1日の課税状況に応じて再度審査を行い、受給資格を認定したときは、受給資格証を交付するものとする。</p> <p>(受給権者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることのできる者は、65歳未満の重度心身障害者(平成27年7月31日以前に該当となる者を除く。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの(子ども医療費の助成を受けている者を除く。)とする。</p> <p>(1) 本市に居住し、住民基本台帳に登録された者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、健康保険法(大正11年法律第70号)その他法律で定める医療保険の被保険者であるもの。ただし、国民健康保険法第116条の2の規定の適用を受けた他の市区町村が行う国民健康保険の被保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条の規定の適用を受けた千葉県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療の被保険者を除く。</p> <p>(2) 本市以外の市区町村の区域内に住所を移した者であって、国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者となっているもの</p> <p>(3) 本市以外の市区町村の区域内に住所を移した者であって、旭市後期高齢者医療に関する条例(平成20年旭市条例第2号)第3条第2号から第4号までの規定により本市が保険料を徴収する被保険者となっているもの</p> <p>(4) 本市以外の市区町村の区域内に住所を移した者であって、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づき本市が援護を行っているもののうち市長が認めたもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより算定した医療の給付の月が属する年度(医療の給付の月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の基準世帯員の市区町村民税の所得割の合計額が23万5,000円以上となる重度心身障害者(医療保険の多数該当及び障害者総合支援法第54条に定める自立支援医療認定者のうち「重度かつ継続」に該当するものを除く。)については、助成の対象としない。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 61

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	受給資格証の再交付		
例規名 根拠条項	旭市重度心身障害者医療費助成条例施行規則 第7条		
例規番号	平成19年規則第29号		
【基準】	第7条の規定による。 (受給資格証の再交付) 第7条 受給権者は、受給資格証を損傷し、又は紛失したときは、旭市重度心身障害者医療費助成給付受給資格証再交付申請書(第6号様式)により、市長に受給資格証の再交付を申請するものとする。		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 62

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	入所の許可		
例規名 根拠条項	旭市福祉作業所の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第75号		
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条及び旭市福祉作業所の設置及び管理に関する条例施行規則第6条並びに旭市暴力団排除条例第10条の規定による。</p> <p>(入所の資格)</p> <p>第4条 福祉作業所に入所できる者は、本市に住所を有する15歳以上の心身障害者で、福祉作業所に通所可能なものとする。</p> <p>(入所の許可)</p> <p>第5条 福祉作業所に入所するときは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(入所の基準)</p> <p>第6条 福祉作業所に入所できる者は、在宅の心身障害者であって、次の各号に該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 障害者の社会的自立に向けて、保護者の協力が得られる者</p> <p>(2) 身辺処理及び集団生活が可能である者</p> <p>(3) 感染性疾患がなく、医学的治療及び療養を必要としない者</p> <p>(公の施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 63

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	費用の減免		
例規名 根拠条項	知的障害者福祉法第27条の規定による費用の徴収に関する規則 第6条第1項		
例規番号	平成17年規則第76号		
<p>【基準】 第6条の規定による。 (費用の減免) 第6条 市長は、被措置者又はその扶養義務者が経済上又はその他の理由により費用を納入することが困難であると認めるときは、費用を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定により費用の減額又は免除を受けようとする者は、知的障害者援護施設徴収金減額(免除)申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、費用の額の減額又は免除の措置の適否を決定し、その旨を知的障害者援護施設措置費減額(免除)決定(却下)通知書(第5号様式)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日